

議案第 1 2 5 号

前橋市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の改正について

令和 3 年 1 1 月 2 9 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

前橋市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例（昭和 5 7 年前橋市条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表前橋市東部地区農村環境改善センターの項を削る。

別表前橋市東部地区農村環境改善センターの項を削る。

附 則

この条例は、令和 4 年 5 月 1 6 日から施行する。